

平成12年2月25日制定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人福島町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員研修修了者（以下「介護支援専門員」という。）により要介護認定者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 社会福祉法人福島町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- （2）所在地 松前郡福島町字三岳32-3（福島町福祉センター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- （1）管理者（主任介護支援専門員）1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- （2）介護支援専門員 1名（管理者兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づき要介護認定調査業務に当たる。（一人当たり担当40人未満）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日は、月曜日から日曜日までとする。
但し、12月31日から1月5日までを除く。
- （2）営業時間は午前8時45分から午後5時15分とする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- （1）相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適正に対応する。

(2) 課題分析票の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「全社協方式」とする。

(3) 介護サービス計画作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を事業者内会議室において開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。

また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第7条 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 実施地域から、1キロメートル越えるごとに50円を乗じた額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福島町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)